

延岡市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 介護サービスの提供により事故が発生した場合の延岡市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(事故の範囲)

第2条 報告すべき事故の範囲は次のとおりとし、事業者又は利用者の過失の有無は問わない。

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 上記(1)及び(2)の事故以外で特に延岡市が報告を求めた事故

(報告対象者)

第3条 事故の報告は、次のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 利用者が、延岡市の被保険者であること
- (2) 介護サービスを提供する事業所又は施設が延岡市に所在していること

(報告の対象となるサービス)

第4条 事故の報告対象となる介護サービスは、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス
 - ア 訪問介護
 - イ 訪問入浴介護
 - ウ 訪問看護
 - エ 訪問リハビリテーション
 - オ 居宅療養管理指導
 - カ 通所介護
 - キ 通所リハビリテーション
 - ク 短期入所生活介護
 - ケ 短期入所療養介護
 - コ 特定施設入居者生活介護
 - サ 福祉用具貸与
 - シ 特定福祉用具販売
- (2) 地域密着型サービス
 - ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - イ 夜間対応型訪問介護

- ウ 地域密着型通所介護
- エ 認知症対応型通所介護
- オ 小規模多機能型居宅介護
- カ 認知症対応型共同生活介護
- キ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ケ 看護小規模多機能型居宅介護
- (3) 居宅介護支援
- (4) 施設サービス
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 介護医療院
- (5) 介護予防サービス
 - ア 介護予防訪問入浴介護
 - イ 介護予防訪問看護
 - ウ 介護予防訪問リハビリテーション
 - エ 介護予防居宅療養管理指導
 - オ 介護予防通所リハビリテーション
 - カ 介護予防短期入所生活介護
 - キ 介護予防短期入所療養介護
 - ク 介護予防特定施設入居者生活介護
 - ケ 介護予防福祉用具貸与
 - コ 特定介護予防福祉用具販売
- (6) 地域密着型介護予防サービス
 - ア 介護予防認知症対応型通所介護
 - イ 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (7) 介護予防支援
- (8) 総合事業のサービス
 - ア 指定相当訪問型サービス
 - イ 指定相当通所型サービス
- (9) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護、第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の設備を利用して提供する介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス

(報告事項)

第5条 事故に関する報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告日
- (2) 事故状況
- (3) 事業所の概要
- (4) 対象者
- (5) 事故の概要
- (6) 事故発生時の対応
- (7) 事故発生後の状況
- (8) 事故の原因分析
- (9) 再発防止策

(報告の手順)

第6条 事故の報告は、次の手順によるものとする。

(1) 第1報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、少なくとも第5条第1号から第7号までの内容について可能な限り記載し、事故発生日から5日以内に事故報告書により延岡市に報告する。また、当該利用者を担当する指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にも、同様の報告を行うものとする。

イ 複数の当事者が存在する事故については、当事者ごとに報告することを原則とするが、対象者欄以外の記載内容が同じ場合には、対象者一覧を添付することにより、一括して報告できるものとする。

ウ 緊急性の高いものは、電話等により仮報告を行い、その後速やかに事故報告書を提出するものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第1報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第5条第8号及び第9号の内容を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、第1報の時点で事故処理が終了している場合は、第1報をもって最終報告とすることができる。

(報告様式)

第7条 事業者は、介護保険サービス等の提供中に発生した事故について報告する際は、可能な限り国の所定様式を活用するものとする。

(報告方法)

第8条 事故報告書の提出は、電子メールへのファイル添付による送信を原則とする。
ただし、紙媒体の報告書の郵送、窓口持参による提出も可能とする。

(対応)

第9条 延岡市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。

2 事故への対応にあたって延岡市は、必要に応じて他の市町村、宮崎県及び宮崎県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。